

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次のとおり職員の給与を改定する必要があると認めるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

## 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

期末手当について

### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

ア 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員（再任用職員を除く。）

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.30 月分から 1.25 月分に引き下げる  
ること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.10 月分から 1.05 月分に引き下  
げる  
ること。

### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.30 月分から  
1.275 月分に引き下げる  
こと。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.10 月分から  
1.075 月分に引き下げる  
こと。

## 2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

期末手当について

### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の 1.7 月分から 1.65 月分に引き下げる  
こと。

### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.7 月分から  
1.675 月分に引き下げる  
こと。

### 3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.7月分から1.65月分に引き下げること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.7月分から1.675月分に引き下げること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)および3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。